

議員提出議案

(6月26日提出)

発議第1号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書案 (6月26日否決・賛成少数)

(6月29日提出)

発議第2号 政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案 (6月29日原案可決・満場一致)

公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の
「安心・安全」の確立を求める意見書案

(発議第 1 号 ・ 否決)

2006年5月26日、公共サービス改革法が成立し、同9月5日には、入札や評価方法及び対象業務等を詳述した公共サービス改革基本方針が閣議決定されました。これらによって、国や地方自治体の一部事務事業が、2007年4月から、官民競争入札等の対象として受託事業者の運営に委ねられることとされました。この官民競争入札等の対象業務は、民間事業者等の意見を募集したうえで、毎年見直すこととされています。

国や自治体の行う事務・事業は、国民の権利保障を具体化し、「安全・安心」の確保に不可欠なものが数多く存在します。これらの業務を安易に民間委託することは、地域住民への公共サービスの質を低下させ、権利保障を後退させることにつながると、強く懸念するものです。官民競争入札等の導入にあたっては、公共サービスの受益者たる国民の意見を十分踏まえる必要があると考えます。

また、官民競争入札等を導入する場合には、公共サービスの質を維持することがきわめて重要となります。単に企画書に実施メニューを列記させるだけでは、必要なサービスの提供は保障されません。入札段階で、入札事業者がいかなる方法、体制で業務の質を確保するのかについて、十分な審査を行うことが必要です。

いま、フルタイムで働いても生活保護水準以下の賃金しか得られないワーキングプアが、大きな社会問題となっています。官民競争入札等は、価格競争であることから、労働者の賃金抑制競争となり、ワーキングプアのさらなる拡大が、国や自治体で生じることも懸念されます。地域住民の購買力を失っては、地域経済は成り立ちません。住民が将来の生活設計さえ立てられないようでは、人口減少に歯止めはかかりません。こうしたことから、入札にあたっては、事業者に対し、雇用する労働者が自立して生活できる賃金を保障するよう義務付ける必要があります。

したがって、関係各方面に以下の実施を強く求めます。

1. 国民の権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や「市場化テスト」の安易な導入は行わないこと。
 - ・ 職業紹介関連業務の市場化テストを含む民間委託は行わないこと。
 - ・ 航空交通管制業務の民営化は行わないこと。
 - ・ 与那国測候所廃止や航空気象観測所の民間委託を行わないこと。
2. 公務・公共サービスを民間委託する際には、コストを偏重することなく、入札する事業者に対し、業務の質の確保をいかに図るか明らかにさせるとともに、雇用する労働者が自立して生活できる賃金を保障させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月26日

青 森 県 議 会

政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の
公開に関する条例の一部を改正する条例案

(発議第 2 号 ・ 原案可決)

政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年十二月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、貯金（）」を「及び貯金（）」に改め、「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を削り、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定は、平成十九年十月一日から施行する。
- 2 改正後の政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。